

活用してください

事業者向け 羽村市の独自支援策

問合せ 産業振興課商工観光係 ☎ 655

新規 羽村市事業継続助成金



▲羽村市事業継続助成金

対象 次の(1)と(2)の両方に当てはまる事業者
 (1)令和2年1月1日以前から市内で営業している事務所または事業所を置く事業者で、営業により事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思があること
 (2)個人事業主：住民票が市内にあるか、確定申告書で市内に事業所があることが確認できること
法人：本店または支店の登記が市内にあるか、確定申告書で市内に事業所があることが確認できること
要件 国の持続化給付金の対象にならず、次の①②のいずれかに当てはまる事業者
 ①令和2年1～12月のいずれかの月の売上高減少率が前年同月比10%～50%未満であること
 ②令和2年中に金融機関から運転資金などの新規融資を受けていること
助成額
 ■個人事業主：10万円
 ■法人：20～50万円(資本金の額などによって金額が異なります)
申請期間と方法 8月3日(月)～令和3年2月26日(金)に、産業振興課へ郵送〒205-8601(所在地記載不要)

新規 店舗・事業所等改修支援事業助成金



▲店舗・事業所等改修支援事業助成金

対象
 ■個人事業主：市内に事業所がある個人事業主
 ■法人：市内に事業所のある中小企業者
 ※市税を完納していることや除外業種などの条件があります。
助成対象事業
 ○対人間隔を確保する仕切りなどの設備の設置、または改修
 ○非対面・遠隔・非接触に対応する設備の設置、または改修
 ○換気設備の設置、または改修
助成額
 次の経費の2分の1で、1事業所につき1回限りです。
 (1)市内事業者が施工した設備の改修、または備品の購入：限度額10万円
 (2)市外事業者が施工した設備の改修、または備品の購入：限度額5万円
 ※市内・市外事業者が合わせて実施した場合の限度額は10万円
対象期間 令和2年4月1日～令和3年2月28日(日)に完了している事業

拡充 中小企業資金融資制度・小口零細企業資金融資制度

市と契約している金融機関で、事業者が市の融資制度を利用する場合に、市が利子の一部を補給します。
利率 1.6%(自己負担0.8%)
利子補給 市が金融機関に0.8%
 ※据置期間(最長6か月)は全額を利子補給
保証料 全額補助(上限：中小企業20万円、小口零細企業15万円)
 ※これらの据置期間の利子全額補助および保証料全額補助は今年度受付分に限りります。



▲羽村市中小企業資金融資制度 ▲羽村市小口零細企業資金融資制度

市内事業者相談支援事業を利用してください！

商工会では、市の独自支援策や給付金などの申請支援、経営相談などに応じます。まずはお電話を！
期間 8月31日(月)までの午前9時～午後5時
問合せ 羽村市商工会 ☎ 55516211

拡充 ICT活用販路開拓事業助成金

中小企業者がウェブサイトの作成費用のほか、在宅勤務やウェブ会議などのテレワークを推進するために必要な機器などを購入するための経費を助成します。
助成額 対象経費の10分の10(上限10万円)



▲ICT活用販路開拓事業助成金

拡充 地域イノベーション創出事業助成金

中小企業者が単独または連携し、新製品開発などにより、新事業展開、新分野進出などを行う場合、その経費の一部を助成します(助成メニューが複数あります)。
助成額 対象経費の2分の1(上限20万円)



▲地域イノベーション創出事業助成金

拡充 技術力向上及び人材育成支援助成金

中小企業者が技術力向上や人材育成にかかる講習会の受講、資格取得などに要した経費の一部を助成します。
助成額 対象経費の2分の1(上限20万円)



▲技術力向上及び人材育成支援助成金

拡充 中小企業販路開拓支援助成金

中小企業者に対し、販路開拓に要する経費の一部を助成します。
助成額 対象経費の2分の1(本助成金を初めて利用する方は対象経費の3分の2、いずれも上限10万円)



▲中小企業販路開拓支援助成金

市内事業者の販路開拓を支援! 市内事業者を紹介する冊子を作成します。掲載事業者やレポーターの募集など、詳しくは、広報はむら8月15日(日)までお知らせします。 **問合せ** 産業企画課 ☎ 667

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。

税の特例

中小事業者の固定資産税・都市計画税の特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した中小事業者などを対象とした特例措置で、令和3年度の固定資産税および都市計画税の課税標準を2分の1またはゼロとします。
特例の要件 令和2年2～10月の間の任意の連続する3か月間の売上げが、前年同期間と比べ左表のよう減少している場合

50%以上減少している場合	課税標準がゼロ
30%から50%未満減少している場合	課税標準の2分の1

対象資産 償却資産および事業用家屋
※申告方法、受付期間などは決まり次第市公式サイトなどでお知らせします。
※制度について詳しくは、中小企業庁ウェブサイトを確認してください。
問合せ 課税課資産税係 ☎ 154



▲中小企業庁ウェブサイト

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けながらも新規設備投資を行う中小事業者などを支援するため、市の認定を受けた「先端設備等導入計画」に従って取得すると特例の対象となる資産に、一定の事業用家屋と構築物を加えます。また、課税標準を3年間ゼロとします。
適用期間 令和4年度まで
※詳しくは、中小企業庁ウェブサイトを確認してください。
※生産性向上特別措置法の改正を前提として、適用期間を延長するものです。
問合せ 課税課資産税係 ☎ 154



▲中小企業庁ウェブサイト